

(令和元. 12. 18 秘書印)

令和2年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

令和2年の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官